平成３０年（フ）第６３号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目15番２－407号
債務者　深澤眞紀子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第３２号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺63番地　ステージア開成Ｃ201、前住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島1752番地５　グレイス・ココ101
債務者　髙橋　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１９１号
神奈川県小田原市中曽根309番地　フラグラントＡ202
債務者　青葉　正尚
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３０号
青森県上北郡野辺地町字枇杷野50番地77　Ｃ号棟
債務者　中野渡孝幸
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
青森県上北郡野辺地町字枇杷野50番地77　Ｃ号棟
債務者　中野渡みゆき
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
千葉県松戸市五香２丁目15番地の４　エトワール五香104号
債務者　西田　裕幸
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７４号
千葉県流山市駒木95番地の１　第２コーポ302
債務者　栗原　孝久
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１９４号
千葉県松戸市小金原１丁目８番地の１　コーポ85－103号
債務者　奥村　義仁
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１３号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺12番44－503号
債務者　佐貫　達彦
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２４号
千葉県松戸市新松戸４丁目270番地　サンライトパストラル六番街Ｂ－105
債務者　岸本麻紗子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２５号
千葉県松戸市新松戸４丁目270番地　サンライトパストラル六番街Ｂ－105
債務者　岸本　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２９号
千葉県松戸市常盤平２丁目９番地の８　サクラアベニュー501号
債務者　大熊　栄子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２３１号
千葉県野田市上花輪1348番地（第１松喜マンション202）
債務者　小野　麻美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４０号
千葉県松戸市松飛台41番地の１　Ｍ－ＦＬＡＴ420－222号
債務者　畑　タイシ
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４１号
千葉県野田市岩名２丁目23番地の25　シティハイム205
債務者　藤澤　清司
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４８号
千葉県流山市東深井724番地の45　サングローヴ206
債務者　大熊　達也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部